

令和5年度 第3回国民健康保険運営協議会資料


【資格確認書関連資料】

- 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について ———— 別紙1

【資格確認書関連資料】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバー法の一部改正に伴い、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行

- 
- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本
 - オンライン資格確認を受けることができない状況にある方は、資格確認書（◆）により被保険者資格を確認
 - 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで。ただし、有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合にはその有効期限まで）使用可能

◆資格確認書について

交付対象者 マイナ保険証未登録の方、マイナンバーカードを取得していない方等

※ マイナ保険証の保有者には、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付

申請 原則、本人の申請に基づき交付するが、当分の間本人の申請によらず交付する運用

有効期限 5年以内で各保険者が設定

◎今後のスケジュール

令和6年12月2日 マイナ保険証未登録等で被保険者証を所持していない方への資格確認書の発行開始(新規資格取得者、被保険者証紛失者等を含む。)

令和7年9月末まで マイナ保険証未登録等で被保険者証の有効期限を迎える方に対して資格確認書の発行開始

◎特別療養費(※)の支給の通知の仕組みの整備

- ・健康保険証の廃止に伴い、短期保険証の仕組みは廃止
- ・特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付

(※)医療機関の窓口で医療費を全額(10割)支払った後、後日申請により保険給付分(7割又は8割分)の払い戻しを受けること。

資格確認書様式例

(表 面)

〇〇都道府県		有効期限	年	月	日
国民健康保険		発効期日	年	月	日
資格確認書					
記号		番号		(枝番)	
氏名		性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	割		
適用開始年月日	年 月 日				
交付年月日	年 月 日				
世帯主氏名					
住所					
保険者番号					
交付者名					印

(裏 面)

備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	